Hong Kong Tax Alert

17 May 2019
2019 Issue No. 8

無税又は名目税率を採用している国・地域が、その国・地域で設立された企業に対して、その国・地域における経済的実体を有することを義務付ける法律を制定

英領バージン諸島（BVI）、ケイマン諸島、バミューダなどの地域において経済的実体法が制定されました。これにより、今後は、納税者がこれらの地域に設立された会社を活用して事業の業績を反映させることができなくなる可能性があるため、事業再編、事業の移転、会社居住地の変更などの検討が必要となる可能性があります。

背景

これらの国・地域の経済的実体法は、経済協力開発機構（OECD）と欧州連合（EU）による公正な課税の求めに応じて制定されました。

地域により異なりますが、これらの経済的実体法はすべて、OECDが2018年11月に公表した「無税又は名目税率を採用している国・地域に対する実質的な経済活動要素の適用の再開 – BEPSに関する包括的枠組み：行動計画5」という文書で定められたグローバルスタンダードに基づいています。

経済的実体法の対象となる事業者は？

一般に、関連する国・地域の経済的実体法の下で、「関連活動」を行う「関連事業体」が、「関連活動」に係る経済的実体要件を満たすことが求められています。

「関連事業体」とは、一般に、当該国・地域で設立された居住者企業や法人格を有するリミテッド・パートナーシップを指します（当該国・地域に登記されている外国会社や法人格を有する外国リミテッド・パートナーシップも含まれます）。BVIやケイマン諸島などの一部の地域では、非居住者に対して免除規定を設けており、関連事業体が当該国・地域の非居住者である場合、一般的に経済的実体法の規制対象外となります。

また、これらの経済的実体法では、「関連活動」は以下のように定義されています。

(i) 銀行事業

(ii) 保険事業

(iii) 海運事業

(iv) 金融・リース事業

(v) ファンドマネジメント事業（ファンドの活動自体は一般的に「関連活動」に該当しない）

(vi) 統括本部

(vii) 持株会社（他の事業体への純粋な持株）

(viii) 知的財産事業

(ix) 物流・サービスセンター事業

関連事業体はどのようにして経済的実体要件を満たすことができるか？

純粋持株会社以外は、以下のような場合に経済的実体要件が満たされることとなります。（純粋持株会社については後述）

- 関連活動の指示・管理が当該国・地域で実施されている
- 関連事業体が、関連活動に係るコア収益獲得活動（CIGA）を当該国・地域で実施している
- 関連活動の性質・規模について、関連事業体が以下の全てに該当する
  - (i) 当該国・地域で「充分」な営業支出額が生じている
  - (ii) 関連活動について、「適切」な資格を有する従業員が「充分」におり、物理的に当該国・地域に在住している
  - (iii) 当該国・地域において、事業所・工場・有形固定資産を保有している等、物理的な実体を「充分」に有している

一般に、各国・地域の当局が発行した経済的実体法やガイダンスでは、上記の「充分」「適切」といった用語が定義されていません。どの程度が「充分」「適切」といえるのかは状況により異なるためです。当該国・地域において関連活動に係るコア収益獲得活動を真に実施している関連事業体は、特定の基準や数値を懸念する必要はないと示されています。

中でも、ケイマン諸島の税務当局が発行した経済的実体法に関するガイダンスでは、以下のように規定されています。

「ケイマン諸島の規制要件が厳格化されましたが、その大部分は経済的実体要件と重複することとなり、銀行事業・保険事業・ファンドマネジメント事業のライセンスを有する関連事業体は、すでに充分な経営資源や支出をもって本諸島で事業を運営していると思われます。しかし、そのような関連事業体であったとしても経済的実体法の適用対象となるため、ケイマン諸島におけるコア収益獲得活動要件を満たすことが求められ、申告や当局のモニタリングにも対応する必要があります。」

また、関連事業体が外部委託活動の監視・管理を行うことを条件として、当該国・地域内でコア収益獲得活動を外部委託することが認められています。なお、サービスプロバイダーが関連事業体にのみサービスを提供している場合には、サービスプロバイダーの経済的実体も関連事業体の経済的実体の一部とみなされます。

特定の関連活動については、経済的実体要件が緩和もしくは強化されています。

- **純粋持株会社**

  純粋持株会社については経済的実体要件が緩和されており、以下の場合に要件を満たすこととなります。

  (i) 当該国・地域の関係法令に基づく申告義務を遵守している

  (ii) 他の事業体に対する持分の保有・管理のために、当該国・地域において従業員や施設を充分に有している

  これに関して、BVI国際税務当局が公表した経済的実体法のガイダンスの草案では以下のように規定されています。

  「純粋持株会社の定義は、意図的に狭い範囲に限定しております。法人が持分出資以外何も投資しておらず、配当・キャピタルゲインの獲得のみを目的とする場合にのみ、この定義に該当することとします。利付債等、他の形態の投資を有している法人は、この定義に含まれません。」

  このように、投資としての利付債の保有は、他の関連活動の定義に該当する事業ではないことから、当該BVI持株会社はBVIの経済的実体法の対象外となる可能性があると考えられます。

- **ハイリスク知的財産（IP）企業**

  一方、ハイリスク知的財産企業については、経済的実体の要件が厳しく設定されています。以下のいずれも満たす場合にはハイリスクと判定されます。

  (i) 関連事業体が、関連者からIP資産を取得している。または、関連事業体が、その国・地域以外で実施されている研究開発活動に資金を提供する企業を通じてIP資産を取得している。

  (ii) 当該IP資産のライセンスが、関連者に対して付与されている。または、当該IP資産を、その国・地域以外の関連者が活用している。

  このようなハイリスクのシナリオでは、経済的実体テストを満たさないという反証可能な推定がなされます。しかし、関連事業体がその国・地域内で必要な資格を有する永住者の従業員を充分に雇用しており、当該IP資産の開発・活用・維持・改良・保護をコントロールしていることを立証することができる場合には、上記の推定を反証することが可能です。

経済的実体要件の適用時期

2019年1月1日以降に設立された関連事業体は、関連活動を開始しだい、経済的実体要件を満たす必要があります。

また、2019年1月1日以前に設立された既存の関連事業体は、移行措置に基づき、2019年7月1日までに経済的実体要件を満たす必要があります。

対象事業体の義務とその違反による結果

報告・申告義務

2020年より、経済的実体要件の対象となる事業体は毎年、関連活動を実施しているか否かを関係当局に申告するとともに、関係当局が指定する申告書で各事業年度の実体情報を報告する必要があります。

罰則規定

経済的実体要件を満たさない場合、罰金や刑事上の処罰が課される可能性があります。また、関連事業体が経済的実体要件を満たしていない場合、関連事業体の所在地の関係当局は、当該事業体の親会社・最終親会社・最終受益者が所在する国・地域との間で情報交換を行います。

経済的実体要件を継続的に満たさない場合、その関連事業体は、最終的に所在国・地域の会社登記から抹消されてしまう可能性があります。

そのような企業を活用している納税者はどのような対応をすべきか？

持株構造や事業運営構造の一部として、無税又は名目税率の国・地域に所在する会社を活用している納税者は、経済的実体法が当該会社に適用されるかどうかを直ちに確認する必要があります。経済的実体法が適用される場合には、経済的実体要件を満たしているか否か、そして費用対効果を考慮しながら、経済的実体要件をどのように満たすことができるかについて検討する必要があります。

持株会社

持株会社については、「純粋」持株会社ではないような活動に従事しているかどうかを調査することが考えられます。その結果により、経済的実体法の対象とならない可能性があるためです。特に、その会社がBVI企業の場合、非持分投資を実施させることが一つのアプローチとなり得ます。（上述の議論を参照）

持株会社が経済的実体法の対象となる場合、純粋持株会社に適用される緩和された経済的実体要件を使用することができるか否かを検討することが考えられます。例えば、経営への消極的な参加しか行っていない等の場合には、他の事業体に対する持分の保有・管理を、当該国・地域に所在するサービスプロバイダーに委託するといった方法が考えられます。

香港資本の企業グループでは、各ケースの状況により異なりますが、持株会社の居住地が香港であると主張することができる場合もあります。その結果、該当する場合には、当該持株会社を経済的実体法の適用対象外とすることができる可能性があります。

しかし、香港の内国歳入庁（IRD）は、実務上、租税条約のためだけに香港居住者証明書（CoR）を発行していることから、当該国・地域における非居住者申請を円滑に進めるためにIRDが当該持株会社に対してCoRを発行するかどうかは不明です。その代替として、香港の商業登記が香港に居住していることの証明として当該国・地域で認められるかどうかを検討することも考えられます。

これらの持株会社の多くは香港で管理・支配が行われているにもかかわらず、香港の商業登記や会社登記を取得していないことが問題となります。そして、これらの持株会社が過去に香港で登記する必要があったにもかかわらず遵守していなかったのかという点も、CoRを申請する際に問題となる可能性があります。

活動中の事業会社

関連活動の経済的実体要件を満たすことができない場合には、香港のような比較的低税率の地域に関連事業を移転する等、事業再編を検討する必要があります。

また、関連事業の優遇税制を設けており、納税者が優遇税制の適用要件を満たすことができる国・地域（香港など）に関連事業を移転するという策も検討する価値があります。

上記の検討や事業再編は複雑なプロセスとなるため、希望される場合には税務専門家にご相談ください。

Hong Kong office
Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Jim Hunter
Asia-Pacific Tax Leader
+852 2849 9338
jim.hunter@hk.ey.com

Ian McNeill
Asia-Pacific Financial Services Tax Leader
+852 2849 9568
ian.mcneill@hk.ey.com

Non-financial Services

David Chan
Tax Leader for Hong Kong and Macau
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com

Business Tax Services

Hong Kong Tax Services

Agnes Chan
+852 2846 9921
agnes.chan@hk.ey.com

Wilson Cheng
+852 2846 9066
wilson.cheng@hk.ey.com

Tracy Ho
+852 2846 9065
tracy.ho@hk.ey.com

Chee Weng Lee
+852 2629 3803
chee-weng.lee
@hk.ey.com

May Leung
+852 2629 3089
may.leung@hk.ey.com

Grace Tang
+852 2846 9889
grace.tang@hk.ey.com

Karina Wong
+852 2849 9175
karina.wong@hk.ey.com

Jo An Yee
+852 2846 9710
jo-an.yee@hk.ey.com

China Tax Services

Ivan Chan
+852 2629 3828
ivan.chan@hk.ey.com

Lorraine Cheung
+852 2849 9356
lorraine.cheung@hk.ey.com

Becky Lai
+852 2629 3188
becky.lai@hk.ey.com

Carol Liu
+852 2629 3788
carol.liu@hk.ey.com

Tax Technology and Transformation Services

Albert Lee
+852 2629 3318
albert.lee@hk.ey.com

International Tax Services

International Tax Services

Alice Chan-Loeb
+852 2629 3882
alice.chan@hk.ey.com

Cherry Lam
+852 2849 9563
cherry-lw.lam
@hk.ey.com

Jeroen van Mourik
+852 2846 9788
jeroen.van.mourik
@hk.ey.com

Aaron Topol
+852 2675 2980
aaron.topol@hk.ey.com

Transfer Pricing Services

Martin Richter
+852 2629 3938
martin.richter@hk.ey.com

Kenny Wei
+852 2629 3941
kenny.wei@hk.ey.com

Transaction Tax Services

David Chan
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com

Jane Hui
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

Tami Tsang
+852 2849 9417
tami.tsang@hk.ey.com

Eric Lam
+852 2846 9946
eric-yh.lam
@hk.ey.com

Financial Services

Paul Ho
Tax Leader for Hong Kong
+852 2849 9564
paul.ho@hk.ey.com

Business Tax Services

Florence Chan
+852 2849 9228
florence.chan@hk.ey.com

Sunny Liu
+852 2846 9883
sunny.liu@hk.ey.com

Global Compliance and Reporting

Michael Stenske
+852 2629 3058
michael.stenske@hk.ey.com

International Tax Services

International Tax Services

James Badenach
+852 2629 3988
james.badenach@hk.ey.com

Jacqueline Bennett
+852 2849 9288
jacqueline.bennett
@hk.ey.com

Adam Williams
+852 2849 9589
adam-b.williams@hk.ey.com

Transfer Pricing Services

Justin Kyte
+852 2629 3880
justin.kyte@hk.ey.com

Transaction Tax Services

Rohit Narula
+852 2629 3549
rohit.narula@hk.ey.com

Indirect Tax Services

Andy Leung
+852 2629 3299
andy-sy.leung@cn.ey.com

People Advisory Services

Ami Cheung
+852 2629 3286
ami-km.cheung @hk.ey.com

Robin Choi
+852 2629 3813
robin.choi@hk.ey.com

Jeff Tang
+852 2515 4168
jeff.tk.tang@hk.ey.com

Paul Wen
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY
EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2019 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.
APAC no. 03008475
ED None.

ey.com/china

About EY's Tax services
Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.